

令和8年度結城市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 市長は、自転車用ヘルメットの着用を促進し、交通事故による被害の軽減に資するため、自転車用ヘルメットを購入した者に対し、予算の範囲内において令和8年度結城市自転車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金の交付については、結城市補助金等交付規則（平成12年結城市規則第42号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、「自転車用ヘルメット」とは、自転車乗車中の転倒時に頭部を保護するために着用するヘルメットで、次のいずれかのマーク等が貼付され、その認証等を受けた新品のものをいう。

- (1) S Gマーク（一般財団法人製品安全協会が定める安全基準に適合するものとして認証したことを示したものをいう。）
- (2) J C Fマーク（公益財団法人日本自転車競技連盟が定める安全基準に適合するものとして認証したことを示したものをいう。）
- (3) C Eマーク（欧州連合の欧州委員会が定める安全基準に適合するものとして認証したことを示したものをいう。）
- (4) G Sマーク（ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合するものとして認証したことを示したものをいう。）
- (5) C P S Cマーク（アメリカ合衆国消費者製品安全委員会が定める安全基準に適合するものとして認証したことを示したものをいう。）

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 令和8年4月1日以降に購入した自転車用ヘルメットを使用すること。
- (3) 世帯全員が市税等（市県民税（森林環境税を含む。）、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。）を滞納していないこと。
- (4) 自転車用ヘルメット購入費補助金の交付を受けていないこと。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、自転車用ヘルメットの入金額（特典ポイント、クーポン等による値引きを受けた場合は、当該値引額を除く。）の2分の1に相当する額とする。ただし、2千円を限度とする。

2 前項の場合において、当該補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の3月31日までに、令和8年度結城市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 自転車用ヘルメットの購入日及び購入金額が確認できる書類の写し

(2) 自転車用ヘルメットの安全基準の認証等が確認できる書類の写し

(3) 市税等納付状況確認に関する同意書（様式第2号）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助対象者が未成年の場合は、その保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護している者をいう。）を申請者とする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、令和8年度結城市自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条に規定する補助金の交付決定をしたときは、交付決定の通知後、速やかに申請者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定額の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

(1) この要項の規定に違反したとき。

(2) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（庶務）

第9条 この要項に定める手続等については、市民生活部防災安全課において処理する。

（補則）

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。